

鹿角市超小型バッテリー式電気自動車貸出実証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移動手段の脱炭素化を目指し、環境保護に対する関心や理解を高め、もってゼロカーボンの推進に寄与することを目的に、市が所有する超小型バッテリー式電気自動車（以下「超小型EV」という。）を広く貸し出し、モニター調査を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 超小型EVの貸出を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は構成員の半数以上が市内の者で構成される団体（以下「法人等」という。）であって、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (2) 団体にあつては、規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。

2 次に掲げる法人等は、貸出の対象としない。

- (1) 鹿角市暴力団排除条例（平成24年鹿角市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) その他市長が貸出の対象として不適当と認めた者

(貸出条件)

第3条 超小型EVの貸出の条件は、次の各号に掲げる全ての事項を満たしているものとする。

- (1) 超小型EVを適切に管理できる保管場所を用意すること。
- (2) 超小型EVの特徴や使用方法を十分に理解し、適切に取り扱うこと。
- (3) 超小型EVを転貸しないこと。

(貸出期間)

第4条 超小型EVの貸出期間は、貸出日から起算して30日以内とする。

(貸出料)

第5条 超小型EVの貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第6条 第8条第1項の規定による許可を受けた法人等（以下「借受者」という。）の責めに帰すべき事由によって発生した超小型EVの管理、修繕、保険その他の費用は、借受者が負担するものとする。

（貸出申請）

第7条 超小型EVの貸出を受けようとする法人等（以下「申請者」という。）は、事前に市へ連絡のうえ、貸出を受けようとする日の10日前までに、超小型EV貸出許可申請書（様式第1号）に運転者に関する届出書のほか必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

（貸出許可等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出を適当と認めるときは、超小型EV貸出許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 借受者に対する超小型EVの貸出は、市職員の立会いの下、前項の許可書に示した日時及び場所で行うものとする。

（申請事項の変更等）

第9条 借受者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするとき又は貸出を受けることを中止しようとするときは、速やかに超小型EV貸出許可変更等届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（返却）

第10条 借受者は、超小型EVの借受を終えたときは、市職員から超小型EVの汚損状況等の確認を受け、返却しなければならない。

（貸出許可の取消し）

第11条 市長は、次に掲げる各号のいずれかが生じたときは、第8条第1項の規定による超小型EVの貸出許可を取り消すものとする。

- （1） 事故、盗難、不返却、リコール、天災その他の借受者又は市のいずれの責めにもよらない事由により、超小型EVを貸出できないとき。
- （2） 車両整備その他の運行上の理由により、超小型EVの貸出ができないとき。
- （3） 超小型EVを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- （4） 借受者が偽りその他不正な行為により、貸出許可を受けたことが判明したとき。
- （5） その他市長が貸出を適当でないとしたとき。

2 借受者は、超小型EVの貸出後に前項の規定により貸出許可を取り消されたときは、

直ちに超小型EVを返却しなければならない。

- 3 第1項の規定による貸出許可の取消しにより借受者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第12条 借受者は、超小型EVを亡失又は毀損したときは、自らの負担で現状に復し、又は修繕しなければならない。

(運転者等)

第13条 超小型EVを運転する者(以下「運転者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 借受者の構成員又は従業者であること。

(2) 自動車等の運転に必要な免許及び資格を有した者であること。

- 2 借受者は、第7条の申請時に運転者を届け出るものとし、当該者以外の者に超小型EVを運転させてはならない。

- 3 運転者は、超小型EVの運転に当たっては、常に関係法令を遵守し、適切かつ安全な運行に努めなければならない。

- 4 借受者は、運転者が安全な運転ができないおそれがあると認めるときは、超小型EVを運転させてはならない。

- 5 借受者は、超小型EV運転日誌(様式第4号)により超小型EVの運転状況を記録し、第10条の返却時に市長に提出しなければならない。

(実証報告書の提出)

第14条 借受者は、超小型EV実証報告書(様式第5号)を返却日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(故障、事故等発生時の措置)

第15条 借受者は、貸出期間中に超小型EVの異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、市に報告するとともに、その指示に従うものとする。

- 2 借受者は、貸出期間中に超小型EVの盗難、亡失、毀損、交通事故その他の事故が発生したときは、その大小にかかわらず、直ちに市に報告するとともに、その指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第16条 借受者が超小型EVの使用に当たり損害を与えた場合の賠償等については、借受

者の責めによるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。